

第3章 都市施設

① 都市施設

道路・公園・下水道等は、安全で快適な都市生活や産業活動を支えるまちづくりの骨格となる施設です。

都市計画ではこのようなまちに不可欠な施設を、土地利用との一体性に配慮しながらお互いの施設が都市全体から合理的・機能的に配置できるよう計画し、施設整備に必要な土地の範囲を計画決定します。

計画の際は、将来のまちを目標に計画された都市計画区域マスタープランや市町村マスタープランをもとに、長期的な施設の需要や整備水準を検討します。

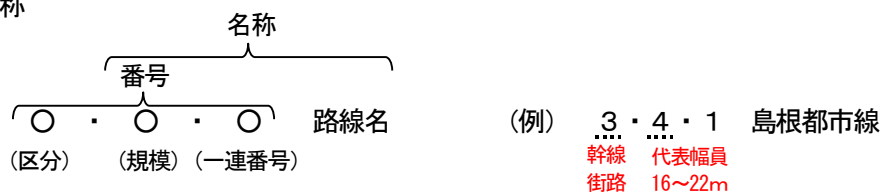
都市計画決定した施設整備に必要な土地の範囲は、建築行為や開発行為の制限を受けますが、これは円滑に用地取得を行い、施設整備を迅速に行うための制限です。

a. 道路（街路）

道路（街路）は、人や車が通るためだけでなく、次のような様々な機能を併せもっています。

- ◎通路としての機能、沿道の土地利用を促進する機能。
- ◎オープンスペースとして居住環境を維持する空間機能。
- ◎災害時の避難、救助のための通路、災害の拡大を遮断するための空間としての機能。
- ◎電気、上・下水道等供給処理施設や電話、CATV等の情報通信施設、その他都市生活に必要な施設を収容するための空間機能。
- ◎街区、更には都市全体を囲み、その位置や規模、形を形成する機能。
- ◎沿道の土地利用を促進し、都市の発展を誘導する機能。

道路の名称



番号の意味

区分	
1	自動車専用道路
3	幹線街路
7	区画街路
8	特殊街路（歩行者専用道路、自転車専用道、自転車歩行者専用道）
9	特殊街路（都市モノレール専用道等）
10	特殊道路（路面電車道）

規模	
1	代表幅員 40m以上
2	代表幅員 30m以上 40m未満
3	代表幅員 22m以上 30m未満
4	代表幅員 16m以上 22m未満
5	代表幅員 12m以上 16m未満
6	代表幅員 8m以上 12m未満
7	代表幅員 8m未満

一連番号は、都市計画区域毎に区分毎に付けた一連の番号（廃止等により欠番があることがあります。）

(1) 自動車専用道路

都市高速道路、都市間高速道路、一般自動車専用道路など、もっぱら自動車の交通の用に供する道路



自動車専用道路（益田市）

(2) 幹線街路

都市内におけるまとまった交通を受け持つとともに、都市の骨格を形成する道路



幹線街路（松江市）

(3) 区画街路

地区における宅地の利用に供するための道路



区画街路（出雲市）

(4) 特殊街路

もっぱら歩行者、自転車、都市モノレール等の交通の用に供する道路



特殊街路（大田市）

b. 駅前広場

駅前広場は鉄道と道路交通の利便を向上し、駅前交通の混雑を解消して円滑な交通を確保するために設けられています。また、都市における公共交通の玄関口として都市景観上も重要な役割があります。



駅前広場（出雲市）



駅前広場（益田市）

c. 都市高速鉄道

都市高速鉄道は、都市間を結び一度に大勢の人や物を運ぶための交通施設です。また、都市における活動に重要な役割を果たす公共交通機関であり、都市の将来像や交通体系の整備方針を踏まえ、各交通機関の分担のあり方や需要を検討し、配置や規模などを計画決定します。



都市高速鉄道（出雲市）

d. 駐車場

自動車交通が発展した今日、都市に多くの人が集まり活動するためには自動車を止めておく場所、つまり駐車場が必要です。

駐車場は都市の発展には欠かせない施設であり、他の交通機関との結節点として、また目的地の近くにおけるターミナルとしての役割を持っています。

e. 公園緑地

公園緑地は、良好な景観、風致を備えた都市環境を形成し、自然とのふれあいを通じて心身ともに健全な人間形成に寄与します。また、スポーツ、レクリエーションの場の提供、公害・災害発生の緩和、避難・救援活動の場の提供、さらに大気浄化、防音・遮熱等多くの機能を有する都市計画の根幹施設です。

今後、余暇時間の増大、高齢化社会の進展に対して公園緑地の果たす役割は大きく、コミュニティ意識の高揚や安らぎのある環境の創造に寄与していくものです。地域住民が健康で快適な文化的な生活を享受できるよう、公園緑地の整備を通じ、ゆとりある緑豊かな生活環境を形成していくことが重要です。

(1) **街区公園** 半径250m以内で面積0.25haを標準とし、街区に居住する人の利用を目的とします。



中野本町公園（出雲市）

(2) **近隣公園** 半径500m程度で面積2.0haを標準とし、近隣に居住する人の利用を目的とします。



松江湖畔公園（松江市）

(3) **地区公園** 半径1km程度で面積4haを標準とし、徒歩圏内に居住する人の利用を目的とします。



仁摩健康公園（大田市）

(4) **総合公園** 休憩、鑑賞、散歩、遊戯、運動など総合的な利用を目的とし、面積10～50haを標準とします。



楽山公園（松江市）

(5) **広域公園** 市町村の区域を超え、広域レクリエーション需要を充実することを目的とし、面積50ha以上を標準とします。島根県には3つの広域公園（浜山公園、石見海浜公園、万葉公園）があります。



浜山公園（出雲市）



石見海浜公園（浜田市、江津市）



万葉公園（益田市）

(6) **運動公園** 主として運動することを目的とし、面積15～75haを標準とします。



旭公園（浜田市）

(7) **特殊公園** 風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園など特殊な公園です。



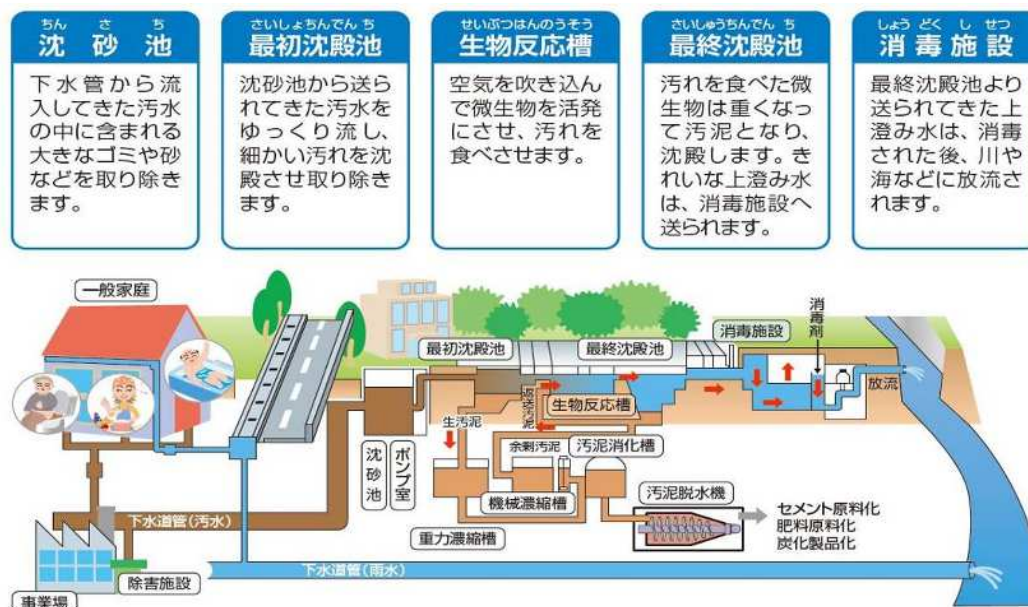
石見銀山公園（大田市）

f. 下水道

家庭や工場から排出された汚水は、道路等の地下に埋設された污水管を流れ、下水処理場に送られています。処理場へ集められた汚水は、微生物の働きによって浄化された後、河川等へ放流されます。

また、汚水処理の過程で発生する汚泥は、セメント原料化や肥料化等に有効利用されます。

雨については、雨水管渠へ集められ、速やかに河川等へ排出され街の浸水を防ぎます。



(1) 流域下水道

流域下水道は、2以上の市町村の区域における下水を排除し処理するために、都道府県もしくは市町村が設置する下水道で、幹線管渠、ポンプ場及び終末処理場からなり、それぞれの市町村が管理する公共下水道から排出される下水を集水して一括処理するものです。



東部処理区

昭和49年度に事業着手し、昭和56年4月に旧松江市の一部で供用開始され、平成13年4月の旧広瀬町をもって、処理区内の全ての市町村において供用開始されました。令和7年4月1日現在の整備面積は4,887.7haで、全体計画に対する整備率は88.2%となっています。

宍道湖東部浄化センターでは、平成元年に宍道湖・中海が湖沼法の指定を受け、排水規制の強化が図られたため、窒素・リンを削減するために高度処理施設を導入するとともに、平成10年9月には、リン除去の安定化と再資源化を目的として造粒脱リン装置を導入し、快適な都市環境の創出に努めています。

(令和7年4月1日現在)

処 理 場	計画処理面積 (ha)	計画処理人口 (人)	計画処理能力 (m ³ /日)	対象市町村	備 考
宍道湖東部浄化センター (松江市竹矢町) 敷地面積 18.8ha	5,541.9	175,400	81,000	松江市(宍道地区以外)、安来市	ポンプ場 無し 管渠延長 39.1km 放 流 先 意宇川



東部浄化センター



造粒脱リン装置

西部処理区

昭和55年度に事業着手し、平成元年1月に旧出雲市の一部で供用開始され、平成4年4月の旧湖陵町をもって、処理区内の全ての市町村において供用開始されました。令和7年4月1日現在の整備面積は3559.5haで、全体計画に対する整備率は73.6%となっています。

また、宍道湖西部浄化センターでは、年々増加する下水汚泥の減量化を図るため、2基目となる汚泥消化タンクを平成24年度から増設し、その際発生する消化ガスを利用した発電施設を平成25年度から整備した後、平成27年度から消化ガス発電を開始しています。

(令和7年4月1日現在)

処 理 場	計画処理面積 (ha)	計画処理人口 (人)	計画処理能力 (m ³ /日)	対象市町村	備 考
宍道湖西部浄化センター (出雲市大社町中荒木) 敷地面積 15.1ha	4,839.3	113,400	54,000	出雲市 松江市(宍道地区)	ポンプ場 5ヶ所 管渠延長 35.7km 放 流 先 日本海



西部浄化センター



卵型汚泥消化タンク

(2) 公共下水道

公共下水道は、市街地における下水を排除し処理するため、市町村が管理する下水道で終末処理場を有するもの、又は流域下水道に接続するものです。

現在、8市2町で事業着手及び供用開始（R6年度末）しています。



大田浄化センター（大田市）



西郷浄化センター（隠岐の島町）



益田水質管理センター（益田市）



黒田中継ポンプ場（松江市）

公共下水道では、市街地の浸水を防止するため、雨水の排水路網も整備しています。



中島雨水幹線（益田市）

(3) 特定環境保全公共下水道

公共下水道のうち、市街化区域（市街化区域が設定されていない都市計画区域内にあつては、既成市街地及びその周辺区域）以外の区域において設置するものです。
現在、6市9町で事業着手及び供用開始（R6年度末）しています。



温泉津クリーンセンター（大田市）



大東浄化センター（雲南市）



河下浄化センター（出雲市）



国府浄化センター（浜田市）

(4) 都市下水路

公共下水道の計画区域外や事業認可区域外の市街地において、浸水被害が深刻な場合に、雨水排除を目的として整備するものです。



万葉都市下水路樋門（益田市）

施工前



施工後



万葉都市下水路（益田市）

g. その他の都市施設

卸売市場、ごみ処理場、と畜場、汚物処理場などは都市に居住する人々が快適な生活を営むために欠くことのできない都市施設ですが、周囲に与える影響も大きいいため、原則として都市計画でその位置を定めます。

(1) **汚物処理場** 下水道がない地域のし尿などを処理するための施設です。



出雲環境センター（出雲市）

(2) **ごみ焼却場** 都市から排出される一般のごみのうち、可燃のものを焼却により減量化する施設です。



出雲エネルギーセンター（出雲市）

(3) **ごみ処理場** 粗大ごみ、不燃ごみを破碎、圧縮したり、埋立処分する施設です。



大田市リサイクルセンター（大田市）

(4) **火葬場** 閑静な場所で植栽を施し、周囲に配慮して建てられます。



島後地区斎場（隠岐の島町）

(5) **卸売市場** 野菜、果物、魚類、肉類などの生鮮食料品等の卸売り活動をするための施設です。



出雲総合地方卸売市場（出雲市）

(6) **と畜場** 食用にする目的で牛、馬、豚などを殺・解体するための施設です。



島根県食肉流通センター（大田市）

(7) **病院** 地域医療の柱となる大規模・高度医療施設です。



県立中央病院

(8) **教育文化施設** 美術館や公民館など、教育または文化的な活動を行うための施設です。



江津ひとまち

h. 長期未着手都市計画道路の見直しについて

(1) 長期未着手都市計画道路の見直しの目的

都市計画道路は都市交通の確保や市街地整備を進める上で大きな役割を持つ都市の根幹的施設となるものです。しかしながら、さまざまな理由により長期間事業に未着手である路線が存在します。

最近では、少子高齢化の進行や、市街地拡大の収束など都市を巡る社会情勢が大きく変化していることから、現在の計画が将来の都市に必要な道路網となっているかを検討し、必要に応じて路線の廃止や変更などの見直しを行っています。

(2) 都市計画道路見直しの基本方針

島根県では、都市計画道路の見直しについて、島根県固有の事情も考慮したうえで、その過程をわかりやすいものとするために、長期未着手都市計画道路の見直しについて如何にあるべきかを検討し、平成17年3月に基本方針を定めました。

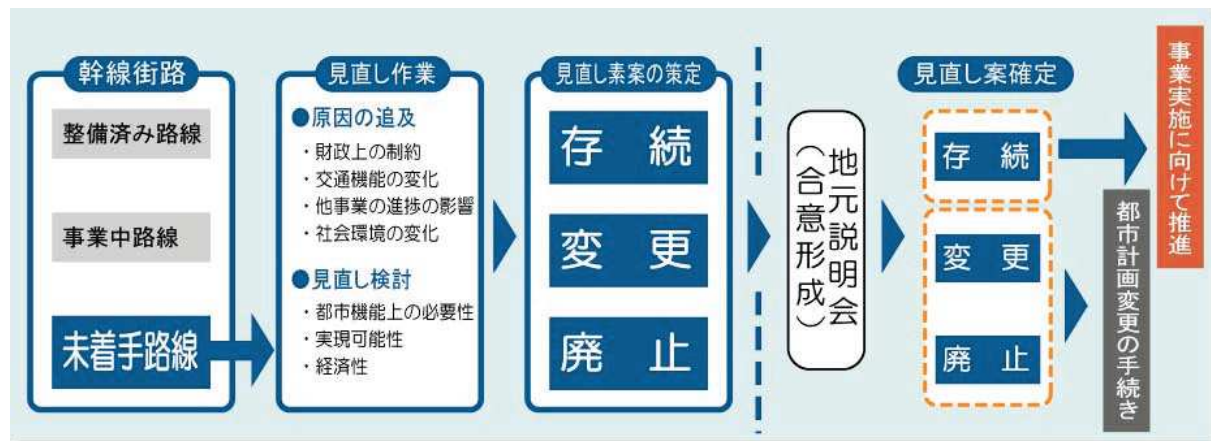
この「都市計画道路見直しの基本方針」に従い、市町と共同で都市計画道路網の見直しを進めています。

(3) 見直し対象区間の条件

- ・旧都市計画法（昭和44年6月以前）に基づき計画決定した区間。（当初決定後、幅員変更など根本的変更を行ったものは除く。車線数決定は根本的変更とはみなさない。）
- ・計画決定後10年以上事業未着手で、今後10年以内に事業着手する見込みのない区間。
- ・景観、自然環境及び歴史・文化的背景などその地域の状況の変化により事業化が難しい区間。

(4) 長期未着手都市計画道路見直しの流れ

見直しの流れは以下ようになります。住民のみなさまのご意見を伺いながら、合意形成を図って進めています。



(5) 見直しの継続

都市計画道路の見直しは、地域の実情や都市の将来目標を踏まえ多方面から検討を行うべきであり、今後も社会情勢や都市構造の変化に応じた見直しを行っていく必要があります。